

労働課長ニ解決方選リタルニヨリ右代表者及課長ハ
当座官房理事ノ許ニ於テ在社代表并ニ社長ト折衝ノ
結果未拂退股金ニ万六千七百四十圓ノ一万四千圓ノ
一時拂ニテ打切ルコト、之別記(4)ノ覽者ヲ交換シ之
又圓滿解決スルニ至レリ

四 未拂給料解決後ノ豫想

右記ノ如ク在社員及従業員未拂給料ハ六割支給ニ
表面解決シタルカ如キ又在勤者中

- (1) 此場未拂給料全額給與ヲ希望スルモノ
- (2) 関労働組合ニ属スルモノハ避生案ニ不賛成ノ意ヲ表シ
- (3) 避生案ハ協力組合ニヨニス他ヨリ資本ヲ求メ経営

之可トスルモノ (1) 業ニ近シ

等々主張スルモノアリテ目下意見一致セサルモノノ
如ク從テ具体案ヲ得ル能ハサルヲ以テ尚曲折ハ免レ
サルト認メラル

右及申(通)報候也

「別記」 高ビルより受取られたる未拂給料金也の表

一 労働組合 北松園 正徳社 幸屋四子園
 内 協友共済 北松園 正徳社 幸屋四子園
 協力 村 幸屋園 未拂給料 在社員ニテ園

未拂給料の金額は在社員ニテ園上ノ是下是分幸屋園也此園ハ在社ノ労働者
其の内より受取られたる也

六 未拂給料 在社員ニテ園
初に労働者ヲ得入 幸屋園